

平成 19 年 10 月 1 日

「みんそ法」超上級講義の入門の入門の入門¹

作成者：捧 大地

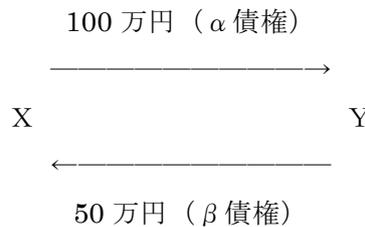
第 1 章 ～イントロー民訴法ってなあに？～

[説例 I]

那覇市に住む X さんと札幌市に住む Y さんは横浜市立大学時代の友人である。就職を機に現在地に住んでいる。さて、就職後すすきののキャバクラ「court²」に勤める「さつきちゃん」に入れ込んでしまった Y は、まだ新緑の季節前だというのに、なんと 100 万円程もの借金を消費者金融に作ってしまった³。そこで X は Y の冬の初ボーナス後の同年 12 月 15 日を弁済期として、ゴールデンウィーク G W 中に横濱市内で、Y に金 100 万円を無利子で貸し付けた（金銭消費貸借：民 587 条）。そして、弁済期が到来した。

他方、Y は就職を機に新車⁴をクレジットで買ったので、従前の自分の車を 50 万円で X に売り渡し、お金はまだ受取っていない⁵。

<すなわち>



小問 1 (関連：訴訟管轄)

Y が 100 万円を返さない。さて、訴えたい X さんはそもそも何処の裁判所に訴えるべき、又は訴えることができるだろうか？ 那覇地裁⁶？ 札幌地裁？ 横浜地裁？ はたまた新潟地裁佐渡支部？ あなたは何処の裁判所で裁判するべきと考えるか？

1 レジュメの性質上、厳密には、民事訴訟法の用語や制度等と違う言葉を使うことがある。読む順番は興味を抱いた所から考えてよい。また、本レジュメは机に向かって考えるようなたいそうなものではないので、お風呂に入っている時やメシを食っている最中に考えてみるなど時間は有効に使って頂きたい。自分で調べてみるのは立派なことだが、調べる前に自分で考えに考えてみるのを、強く、勧める。なお、略語等は法律学の慣用に従う。

2 本レジュメで最もよくできた箇所がこのネーミングである。

3 よく聞く話である。ご利用は計画的且つ身分相応に。

4 どうしても横浜ナンバーにしたかった Y は引越す前に新車を購入した (X も同様)。

5 そもそも善良なる方々は、一般的には X が渡した 100 万円は、50 万が車の代金で残りの 50 万円が貸金である、とするのが社会生活上の「常識」的な行動だろう、と云うかもしれない。だが、そこは「人生いろいろ〇〇もいろいろ」である。とにかく説例では、X が Y に対し 100 万円の、Y が X に対し 50 万円の金銭債権を有している設定とする。

6 正確には簡易裁判所である (裁判所法 33 条 1 項 1 号)。

小問2 - (1) (関連: 重複起訴 (条文はあえて記載しない))

XさんがYさんを相手に同じ債権〔α債権〕を根拠に、那覇地裁にも、横浜地裁にも、札幌地裁にも、同一の訴えを提起した。あなたはこれをどう思うか？

これらの訴えは、

- ・許されないだろうか？ 許されないとしたらその理由はなぜか？

- ・許されるだろうか？ 許されるとしたらその理由はなぜか？

小問2 - (2) (関連: 法114条2項)

Xが、貸金返還請求権〔α債権〕に基づき訴額100万円の訴えを提起し裁判が始まった(訴訟係属)。その後、YさんはXに車を売却した代金50万円(β債権)を支払え、という別の訴えを「別の裁判所」に提起してきた。

XさんはYさんに100万円の債権〔α債権〕を有しているので相殺したいと考え、Yの請求に対し相殺の抗弁を提出した。

- ・この「相殺」の抗弁は認められるだろうか？ 認められるとしたらその理由は？

- ・この「相殺」の抗弁は認められないだろうか？ 認められないとしたらその理由は？

以上

Special thanks to Sting (本レジュメ作成中、久しぶりに同『…nothig like the sun』を聴いた。)

おまけ①

裁判官の法服はなぜ「黒」色なのか？ ウェディングドレスが「白」色なのと比較してあなたの考えを自由に述べよ。また「赤」色のウェディングドレスを着る花嫁をあなたは どう思うか？自由に述べよ。⁷

●おすすめ副教材 (いずれも旧版は図書館に所蔵)

○司法研修所編『問題研究 要件事実一言い分方式による説例15題一』(法曹会、改訂版、2006)(税別1429円)

○裁判所職員総合研修所監修『民事訴訟法講義案』(司法協会、改訂補訂版、2007)(税別4095円)

○高橋宏志『重点講義 民事訴訟法(上)』(有斐閣、2005)(税別5200円)〔初学者にいきなりは勧めない〕

●民訴法学徒が読むべき小説

○司馬遼太郎『竜馬が行く』 ○山崎豊子『沈まぬ太陽』 ○春江一也『ブラハの春』

●同音楽

○小林直「泣けるカラダ」 ○小谷美紗子『うたき』 ○中島みゆき「糸」

●同映画

○『インファナル・アフェア』 ○『レインマン』

⁷ この記述に批難をしたければ自由にして頂いてかまわないし、するべきである(憲24条)。